1．指定する道路の路線名及び区間

| 路線名 | 区間 |
|---|---|
| 一般国道468号<br>（首都圏中央連絡自動車道） | 神奈川県海老名市中新田字二番河原3289番94から<br>神奈川県厚木市上依知字鬼ケ谷762番34まで |

2．指定する期日　平成25年３月30日

3．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

## 高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 25 年３月 29 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑵⑲ハ⑴乃至⑸の表中及び別表５一般国道409号及び468号（東京湾横断道路・木更津東金道路）の表中、「市原南」を「市原鶴舞」に改める。

１．⑶㉓イ⑴及び１．⑶㉓ハ⑴のうち、「平成25年３月31日」を「平成26年３月31日」に改める。

１．⑶㉓ヘ⑴を次のとおり改める。

⑴　割引をする自動車

⑴に定める期間のうち連続する最大２日間から最大14日間までのいずれかの間に、⑵に定める適用区間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込み（⑷に定める最大日数の開始日が平成24年６月29日から平成26年３月31日までの間の申込みに限る。）がなされている、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条の２に定める本邦の在留資格をもつ外国人又は外国政府が認めた当該国の永住権を持つ者が利用する自動車に限る。）。

１．⑶㉓ヘ⑴のうち、「平成25年３月31日」を「平成26年４月13日」に改める。

１．⑶㉓ワの次に次のとおり加える。

カ　信越ふるさと回廊パス

⑴　割引をする自動車

⑴に定める期間のうち連続する最大３日間に、⑵⑷に定めるインターチェンジから⑵⑹に定めるインターチェンジまで往復し、⑵⑹に定めるインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

⑷　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

| 車種 | 料金の合計額 |
|---|---|
| 軽自動車等 | 6,500円 |
| 普通車 | 8,000円 |

⑸　実施する期間

平成25年４月８日から同年７月12日まで。ただし、平成25年４月27日から同年５月６日までを除く。

⑵　適用インターチェンジ

⑷　出発及び到着エリア

関越自動車道の練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）のあきる野インターチェンジから桶川北本インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

⑹　周遊エリア

上信越自動車道の坂城インターチェンジから上越高田インターチェンジまで及び北陸自動車道の柿崎インターチェンジから名立谷浜インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに長野自動車道の更埴インターチェンジ。

⑻　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

別表３のうち、

「東関東自動車道（湾岸市川・潮来間、茨城空港北・茨城町ジャンクション間）

| | 富里 |
|---|---|
| 佐倉 | 9.5 |

」を

「東関東自動車道（湾岸市川・潮来間、茨城空港北・茨城町ジャンクション間）

| | | 富里 |
|---|---|---|
| | 酒々井 | 2.5 |
| 佐倉 | 7.0 | 9.5 |

」に改める。

## 高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成 25 年３月 29 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博